

令和3年分「税の申告」

確定申告が必要な人

- ・商業や工業、農業などの事業を営んでいる人
- ・地代家賃や利子、配当、その他の所得がある人
- ・給与の支払いを2カ所以上から受けている人
- ・年の途中で退職して年末調整を受けていない人
- ・医療費控除を受ける人 など

申告の時に必要なもの

● 全員必要なもの

- ①申告相談受付予約券
- ②申告受付前チェック表
- ③菊川市新型コロナウイルス感染症チェックシート
※電話予約者には、上記3点を税務課から郵送します。
※LINE予約者は、①予約受付画面の提示とし、②と③は市ホームページからダウンロード、または市役所税務課および小笠支所に設置している確定申告書類コーナーから取得してください。
- マイナンバーカード(顔写真入り)または、個人番号通知カード
※個人番号通知カードの人は、身元確認書類(運転免許証やパスポートなどを提示)
- 源泉徴収票(給与・年金所得者)
- その他申告が必要な書類の原本(扶養とする人の源泉徴収票など収入金額のわかる資料)

● 所得税の納付または還付が発生しない営業・不動産・農業所得の申告をする人

- 収支内訳書(事業用固定資産のある人は、固定資産税の納税通知書(課税明細書))
※収支内訳書の作成がない場合は受付できません。

● 還付申告をする人

- 申告者名義の通帳

● 医療費控除を受ける人

- 医療費控除の明細書
※明細書の作成がない場合は受付できません。

● セルフメディケーション税制を受ける人

- セルフメディケーション税制の明細書

● 障害者控除を受ける人

- 障害者手帳などの障がいの程度が分かるもの

● 社会保険・生命保険・地震保険料控除を受ける人

- 年末調整されていない生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・国民年金の払込証明書など
- 国民健康保険税などの年間支払額(令和3年1～12月支払い分)がわかるもの
※対象者には、税務課から1月21日(金)にはがきを送付します。

● 寄附金控除を受ける人

- 寄附金受領証明書
※ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした人は、確定申告または住民税申告をすると特例が適用されなくなります。

● 所得税の納税を口座振替にする人

- 申告者名義の通帳と届出印

『医療費控除の明細書』の添付が必要です

令和2年分の確定申告から、医療費の領収書の添付または提示による申告はできなくなりました。今後は、「医療費控除の明細書」を作成してください。

■ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。

- ※医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。
- ※医療費通知に記載のないものは、明細書様式に記入し、併せて提出してください。
- ※医療費通知を添付する場合、保険者番号および被保険者等記号・番号部分を黒マジックなどで塗り潰してください。

■ 医療費の領収書は自宅などで5年間保存する必要があります。

- ※税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

▲医療費控除の明細書